

# 電子取引に係る受託業務管理規則

株式会社フジトミ

## 第1条（目的）

この規則は、電子取引（インターネット等の通信手段を利用して行う取引）に係る受託業務の適正な運営・管理、及び委託者保護を図ることを目的とする。

## 第2条（電子取引の管理体制）

電子取引の受託業務に係る管理体制については、「受託業務管理規則」第2条および第3条の規定を準用する。

## 第3条（ホームトレード部の職務）

ホームトレード部は、次の職務を行う。

- (1) 電子取引の口座開設の受付
- (2) 顧客カード、取引時確認記録の作成
- (3) ID、パスワードの発行及び管理
- (4) 売買注文の受付及び執行の管理
- (5) システム障害等への対応
- (6) 顧客からの相談等の受付
- (7) 電子取引の広告に関する業務

## 第4条（内部管理担当者）

電子取引の受託業務に係る業務運営状況の管理、監督を行うため、以下の役割を担う内部管理担当者をホームトレード部に配置する。

- ① 外務員に対する関係諸法令諸規則等の遵守にかかわる指導及び遵守状況の監視
  - ② 取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置
  - ③ 不祥事等が発生した場合の調査及び発生原因の究明と適切な措置並びに発生原因分析と再発防止措置
2. 内部管理担当者は、受託業務にかかる業務運営上の問題を把握した場合、直ちに統括管理責任者に報告しなければならない。
  3. ホームトレード部の内部管理担当者は、ホームトレード部の所属長とする。

## 第5条（商品先物取引に係る説明・口座開設）

当社は、顧客に商品先物取引法関係法令及び諸規則における説明書（契約締結前交付書面）等の関係書面を電子的方法で交付し、商品先物取引の仕組み、投機性等の基本事項について開示を行う。

2. 当社は、顧客が自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚があること及

び前項の関係書面記載の事項について理解していることについての確認を電子的方法で行った後、口座開設申込みを電子的方法を介して受付ける。

3. 電子取引は、「非対面性」、「非書面性」という特性を有することから、顧客の本人確認書類を求めるとともに取引の ID の通知を転送不要の簡易書留郵便で自宅住所に郵送するものとする。また、必要に応じて面談等を行うものとする。

#### 第 6 条（顧客カードの作成と適合性の審査）

当社は、参入者の適合性を判断するために、以下のとおり審査を行うものとする。

- (1) ホームトレード部は、新規委託者からの受託にあたって、顧客から提出を受けた口座開設書類（電子的方法により受付けたものを含む）に基づき「顧客カード」並びに「取引時確認記録」を作成し、審査のため管理担当班責任者に提出するものとする。また、定期的に委託者に対し、属性情報等の変更があった場合、ホームトレード部に申し出るよう注意喚起を行い、顧客から変更の申し出があった場合にはその都度「顧客カード」を更新するものとする。
- (2) 管理担当班責任者は、「顧客カード」の記載内容等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を踏まえ、適合性を審査する。また、必要に応じて、電話又は面談により口座設定申込書等の記載内容について確認を行う。
- (3) 総括管理責任者は、最終審査者としての判断の理由及び根拠を「顧客カード」に記載するとともに、受託の適否の判断を行うものとする。
- (4) 投資可能金額は原則として委託者が口座開設の申込書に記入した金額とするが、委託者の年齢、年間所得及び金融資産額を基準として審査を行い、その範囲内において当社の定める事があるものとする。この場合、速やかに委託者に通知するものとする。

#### 第 7 条（商品先物取引不適格者参入防止措置）

当社は、次の各号に該当する者に対しては口座開設を行わない。なお、口座開設後に該当することが発覚した場合は、速やかに口座を閉鎖する等の措置を講ずる。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人及び精神障害者・知的障害者及び認知障害者に認められた者
  - (2) 生活保護法により保護を受けている世帯に属する者
  - (3) 長期療養者、長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡がとれない者
  - (4) 破産者で復権を得ない者
  - (5) 商品先物取引をするため借入れを行う者
  - (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
2. 当社は、次に該当する者については、適合性審査に照らして不相当と認められるので、原則として口座開設を行わないものとする。但し、第 3 項の各号に掲げる要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した者に限り、口座開設を受付けることができる。
    - (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
    - (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者

- (3) 年収が 300 万円未満かつ金融資産が 300 万円未満の者
  - (4) 70 歳以上の高齢者
  - (5) 社会経験の乏しい 25 歳未満の若年者
  - (6) 事業目的、事業内容、財務内容等から商品先物取引を行うことが不適合と認められる法人
  - (7) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者
3. 前項各号に該当する場合の例外の要件は以下のとおりとする。但し、顧客本人の自書による書面又は当社に登録されたメールアドレスからのメールにより、自らが適合性原則に照らして原則として不適合と認められる対象者であることを理解していると共に、例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の申告がある場合に限る。
- (1) 前項第 1 号から第 3 号については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる財産状況を有していると認められる場合
  - (2) 前項第 4 号については、当該顧客が職業を有し一定の収入がある者または投資可能資金額が全損しても生活に支障のない資金であることの証明がある場合であって、直近 3 年間に延べ 90 日以上の商品先物取引を行う等、商品先物取引を行うにふさわしい十分な投資経験があると認められ、且つ商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確且つ十分に理解している場合
  - (3) 前項第 5 号については、十分な財産状況の裏付けがあるとともに、商品先物取引の仕組み、リスクについて理解していることが認められる場合
4. 第 2 項第 3 号及び第 5 号に該当する委託者は、原則として初回の建玉時に預託する取引証拠金等の額を、投資可能資金額の 2 分の 1 または 300 万円のいずれか低い金額までに制限するものとする。
5. 第 1 項の各号に該当しない者であっても、総括管理責任者がその者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、受託を行わないこととする。
6. 「投資可能資金額」を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲で設定され、その裏付けとなる財産状況を有しており、且つその内容を具体的に記載した顧客本人の自書による書面又は当社に登録されたメールアドレスからのメールによる申告がある場合であって、総括管理責任者が許可した者に限り、投資可能資金額の変更を認めるものとする。

#### 第 8 条（取引の受託等に係る規制）

取引の受託等に係る規制（商品先物取引法関係法令及び諸規則並びに商品取引所における市場管理に関する規制等）のうち、主な内容をホームページにおいて表示するものとする。

#### 第 9 条（不正資金流入防止措置）

当社は、次の各号に該当する者の受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関、及び

証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクで直接または間接的に金銭、有価証券等の取扱にかかわる者

- (2) 国、地方公共団体その他公益機関において直接または間接的に金銭、有価証券等の取扱にかかわる者
  - (3) (1) 以外の民間企業等において直接または間接的に金銭、有価証券の取扱にかかわる者
2. 前項各号に該当する委託者にあつては、預託時に当該資金が自己資金である旨の自書による書面（「自己資金申出書」）の提出を求めるものとする。
  3. 第1項各号に該当する委託者の差引金額（総入金額－総出金額）が、口座設定申込書に、本人が申告した資産状況（金融資産）相当額を超えたときに監視を強化するとともに、それ以降一回あたりの入金額が 300 万円を超える都度当該委託者の資金について調査を開始する。調査業務は管理担当班が担当し、ホームトレード部はこれに協力しなければならない。調査が困難であると判断したときは、外部機関を利用して調査する事が出来る。
  4. 前項調査にあつては、資金の裏付けとなる証明書類（預金通帳等のコピー、残高証明書等）の提出を求める。但し、証明書類等を提出しない場合、又はこれを拒んだ場合には、その後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わない。
  5. 第3項の調査に対しての記録を作成し、これを 10 年間保存するものとする。
  6. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、直ちに決済するよう要請するとともに、その後の預託は不正資金の有無にかかわらず受託しないものとする

#### 第 10 条（記録の保存）

取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、5年間これを保存する。

#### 第 11 条（ID 及びパスワード等の取扱及び管理）

委託者の ID 及びパスワード等を適切かつ厳正に取扱うため、その取扱を以下のとおり定める。

##### (1) 登録手続き

- ① 受託契約完了後、ホームトレード部が ID 及びパスワードの設定を行う。
- ② ID は簡易書留郵便により委託者の自宅住所に郵送し、パスワードは委託者が申込時に登録した電子メールアドレスに配信するものとする。

##### (2) ID 及びパスワードの変更

委託者は登録変更画面でパスワードを変更できるものとする。ID の変更は原則できないものとする。

##### (3) ID 及びパスワードの再発行の取扱

ID 及びパスワードの再発行は、委託者が当社に登録の電子メールアドレスで依頼した

場合に限り行う。また、IDは簡易書留郵便により委託者の自宅住所へ送付し、パスワードは当社に登録の電子メールアドレスへ配信する。

(4) 守秘義務

ID及びパスワードは、部外者に対して通知・漏洩してはならない。

第12条（セキュリティの確保）

電子取引に係るシステムのセキュリティ確保のため、以下の事項を講じる。

- (1) 交信情報の暗号化
- (2) ネットワーク不正侵入に対する防止策
- (3) コンピューターウイルスに対する防止策

2. 委託者との間で行われる電子メール等による交信の際においてもセキュリティの確保に十分留意する。

第13条（システム障害への対応）

電子取引に係るシステム障害（以下、「システム障害」と言う。）が発生した場合に備え、必要なバックアップ体制を敷くとともに、システム障害等の対策としてコンティンジェンシー・プランを別途作成する。

第14条（システム障害の記録・報告）

システム障害が発生した場合には、総務部システム課が関連部署と連携し以下のとおり対応する。

- (1) 障害の状況及び対応の経緯等について記録し、適宜再発防止策を講じる。
- (2) システム障害の発生時、把握している事実を管理担当役員へ速やかに報告する。
- (3) システム障害を認識した際には、所定の様式に従って障害報告書を主務省及び日本商品先物取引協会に提出する。但し、取引に重大な影響を及ぼす若しくは及ぼす可能性のある障害については書面に先立ちすみやかに報告を行うものとする。

第15条（広告に関する規制）

電子取引に係る広告を行うときは、事前に広告に係る社内管理責任者の承認を受け、関係諸法令及び諸規則に従い適切に実施するものとする。

第16条（日本商品先物取引協会ホームページへのリンク）

当社が商品先物取引法に基づく受託業務の許可を受けていることの確認のため、当社ホームページに日本商品先物取引協会ホームページの会員名簿へのリンクを設ける。

第17条（制定及び改定）

本規則の制定及び改定は取締役会の決議を経て行うものとする。なお、軽微な改定は稟議規程に基づいて行う。

第 18 条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（附 則）

1. この規則は平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
2. この改定は平成 19 年 9 月 30 日から施行する。
3. この改定は平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
4. この改定は平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
5. この改定は平成 21 年 10 月 20 日から施行する。
6. この改定は平成 22 年 1 月 12 日から施行する。
7. この改定は平成 22 年 3 月 19 日から施行する。
8. この改定は平成 22 年 9 月 24 日から施行する。
9. この改定は平成 22 年 12 月 17 日から施行する。
10. この改定は平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
11. この改定は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
12. この改定は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
13. この改定は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
14. この改定は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。